

## 現場遠隔確認システム運用要領 新旧対照表

No	条項	新	旧
1	第2条 第1項 第一号	現場等の映像をインターネットを介して <b>現地</b> 事務所等へ・・・	現場等の映像をインターネットを介して <b>土木</b> 事務所等へ・・・
2	第4条 第2項	・・・指名したものとし、 <b>現地事務所</b> においては、・・・	・・・指名したものとし、 <b>土木事務所等</b> においては、・・・
3	第5条 第1項	システム利用者は、 <b>林政部及び</b> 県土整備部職員（以下、「職員」という。）、 <b>県発注</b> 工事・業務の・・・	システム利用者は、_____県土整備部職員（以下、「職員」という。）、 <b>県土整備部発注</b> 工事・業務の・・・
4	第6条 第1項	必要となるアカウントを <b>現地</b> 事務所等のシステム担当者・・・	必要となるアカウントを <b>土木</b> 事務所等のシステム担当者・・・
5	第14条 第1項	<b>森林整備課、若しくは</b> 技術検査課で購入し、 <b>現地</b> 事務所に配備した・・・	_____技術検査課で購入し、 <b>土木</b> 事務所に配備した・・・
6	第14条 第2項	専用機器に故障等が発生した場合には、 <b>農林事務所においては森林整備課と、土木事務所等においては技術検査課</b> と協議する。	専用機器に故障等が発生した場合には、 <b>システム管理者</b> と協議する。
7	附則	本要領は、令和元年10月1日から適用する。 <u>本要領は、令和3年7月1日から適用する。</u>	本要領は、令和元年10月1日から適用する。 （ 追 記 ） _____。